

【中間検査実施要領】改正新旧対照表

新	旧
中間検査実施要領	中間検査実施要領
<p>第1条 【略】</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 中間検査は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）」に基づき、良好な出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中に_____実施するものとする。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(中間検査の実施時期)</p> <p>第4条 中間検査は当該工事の主要工種等の確認項目を考慮し、施工上の重要な変化点等 _____に行うこととする。</p> <p>(中間検査の請求)</p> <p>第5条 公所長は、要綱第6条の規定に基づき _____ 出納局長に検査の請求を行わなければならない。</p> <p>(中間検査の通知)</p> <p>第6条 前条の規定により中間検査の請求があったときには、出納局長は、中間検査が必要と認めた工事について、検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとし、その旨を工事検査箇所表（要綱第2号様式）に記載して要綱第3号 様式により当該公所長に通知するものとする。</p> <p>2 出納局長が、工事を適正に施工させるため工事施工状況について中間検査を行うときは、当該工事に係る公所長と中間検査実施日を協議し、検査員を指定して検査を行わせるものとし、その旨を工事検査箇所表（要綱第2号様式）に記載して要綱第3号様式により通知するものとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>第7条～第9条 【略】</p> <p>(中間検査と竣工検査等との関係)</p> <p>第10条 中間検査で確認した出来形、品質等については、その後の検査 _____での確認を原則として省略するものとする。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 中間検査は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）」に基づき _____ 出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中の重要な変化点等で実施するものとする。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>(中間検査の実施時期)</p> <p>第4条 中間検査は当該工事の主要工種等の確認項目を考慮し、施工段階の重要な変化点で実施される段階確認の実施時期 _____に行うこととする。</p> <p>(中間検査の請求)</p> <p>第5条 公所長は、要綱第1号様式に中間検査箇所表（第2号様式）を添付して、 _____ 出納局長に検査の請求を行わなければならない。</p> <p>(中間検査の通知)</p> <p>第6条 前条の規定により中間検査の請求があったときには、出納局長は、中間検査が必要と認めた工事について、検査員及び検査実施日を指定し、検査を行わせるものとし、その旨を中間検査箇所表 _____に記載して要綱第3号 様式により当該公所長に通知するものとする。</p> <p>2 出納局長が、工事を適正に施工させるため工事施工状況について中間検査を行うときは、当該工事に係る公所長と中間検査実施日を協議し、検査員を指定して検査を行わせるものとし、その旨を中間検査箇所表 _____に記載して要綱第3号様式により通知するものとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>第7条～第9条 【略】</p> <p>(中間検査と竣工検査等との関係)</p> <p>第10条 中間検査で確認した出来形、品質等については、竣工検査、一部竣工検査又は既済検査での確認を原則として省略するものとする。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合はこの限りではない。</p>

【中間検査実施要領】改正新旧対照表

新	旧
第11条～第12条 【略】 <u>附則</u> <u>この要領は、令和8年6月1日より施行する。</u>	第11条～第12条 【略】 _____